

イ、場 所 県庁西庁舎
ウ、内 容 答申案について

(4) 答 申

昭和49年10月28日、会長より「公立高等学校の学校・学科の適正配置について」答申があった。

昭和49年10月28日
福島県教育委員会 殿

福島県後期中等教育審議会会長
齋 藤 初四郎

公立高等学校の学校・学科の
適正配置について（答申）

昭和48年11月24日付をもって、当審議会上に諮問のあった「公立高等学校の学校・学科の適正配置については、別紙のとおり答申いたします。

(別 紙)

公立高等学校の学校・学科の 適正配置について

前 文

福島県後期中等教育審議会は、昭和48年11月県教育委員会から標記の事項について諮問を受けて以来、審議会上に専門調査委員会を設け、専門調査員による研究調査結果をもとに、審議会上で慎重に検討を重ねて、ここに答申をまとめた。

この諮問は、社会の急速な進展と変化並びに高校進学志願者の増加により、高等学校収容率や進学率に地域的な不均衡をもたらし、さらに進学率の上昇に伴っての高校入学者の多様化等の問題が生じ、それに対応する教育諸条件の整備が必要となったため、教育の機会均等の理念に立脚した高等学校教育振興方策について答申を求めたものである。

本審議会上では、諮問の趣旨を十分に理解するとともに、県産業教育審議会上の答申を尊重し長期展望にたった学校・学科の適正配置計画策定のための「基本的考え方」それに基づく適正配置の「基本的な態度」を示し諮問に答えるものである。

I 学校・学科の適正配置計画策定の 基本的考え方

1 後期中等教育の理念と学校教育の役割

近年、わが国における科学技術の革新、経済の飛躍的拡大、および国民の生活水準向上等の急激な進展は、本県においても産業構造や交通事情等の変化、あるいは、人口の流動による過疎・過密の現象をもたらしている。

産業の近代化、高度化は、世界的動向であり、それは、個人生活、家庭生活、社会生活等、人間生活のすべての近代化をうながしており、国民的的水準の高度化も必然的なものになっている。

このような現況下において、新しい時代を背負って立つ青少年の適正と能力を開発、育成するとともに、調和のとれた人間形成につながる教育への期待は、多大なものがある。

この時代的要請に十分にこたえるため、教育の機会的等の確保と後期中等教育の拡充整備が要求されるものである。

2 現行の学校・学科配置上の問題点

(1) 後期中等教育人口の変動と高等学校収容率の地域的不均衡

本県後期中等教育人口（15歳～18歳）は戦後のベビーブームの波を受けた急増期を過ぎて、現在は漸減期にあるといえることができる。

更に、おれを局地的にみると、福島市、郡山市、会津若松市、いわき市等においては増加又は横ばいの傾向にあるが、上記以外の中通り地区、会津地区、相双地区においては、今後急激な減少が予想される。このように後期中等教育人口の郡部における減少、市部における増加の傾向は更に継続するものと推測される。

この後期中等教育人口の漸減傾向について、昭和49年度募集定員を固定して地域別に高等学校（全日制）の収容率を昭和54年度まで推計すると別表のとおりとなる。このことから、後期中等教育人口の変動に伴って、高等学校収容率の地域的不均衡は、ますます拡大される傾向にあることが推測される。すなわち、これを地域別に見ると、会津地区、相双地区の収容力は中学校卒業生徒数を上回るが、これに比し県北地区、県中地区の収容力は低く、80%台の収容率である。これら収容力の低い地域を更に局地的に考察すると、人口の過密地域、過疎地域間にも収容率の不均衡が見られる。

今後の学校・学科の適正配置を検討するに当たっては、地域を全体的に検討すると同時に局地的にも十分な検討を加えながら収容率の地域的不均衡を是正し、教育の機会均等化を図る必要がある。

(2) 高等学校進学率の上昇について

本県の高等学校進学率は、全国的に見て低位にあり、早期に全国平均に近づける施策が必要であろう。この進学率は、高等学校収容力の多寡と強い相関関係を持っている。高等学校収容力に地域的不均衡があるために進学率に地域較差が生じていると思われるので、進学率の低い地域、人口の過密地域等には、収容率を増加し進学率の地域較差の解消を図って、本県進学率の上昇を促進させるよう施策を講ずべきである。

本県が広大な面積を有する中で、山間部の占める割合は大きく、これが地域的に高等学校進学率・志願率の上昇を阻害する要因であるとも考えられる。

これら地域における学校・学科の配置、学校の適正規模等について十分な検討を加えるとともに、進学率の上昇について広域市町村圏および関係諸機関等の協力を要する面もあるので、これら関係機関との密接な連携を図る必要がある。

3 適正配置計画策定上の留意点

(1) 適正化について

教育の機会均等の確保は、教育行政の基本的理念であるとの認識のもとに地域社会の持つ諸条件を勘案しながら、高等学校収容率の地域的不均衡を解消し、適